

堺市公報 第286号	令和5年10月20日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○令和5年度地籍調査事業の実施について 【建設局土木部路政課】	1
<公告>	
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	2
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	8
<上下水道局管理規程>	
○随意契約によりことができる契約に関する規程の一部を改正する規程 【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	8

告 示

堺市告示第378号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4の規定に基づき、令和5年度地籍調査事業を実施するため、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月20日

堺市長 永藤英機

1 事業計画告示年月日

令和5年5月15日

2 調査を実施する者の名称

堺市

3 調査地域

堺市堺区海山町5丁の一部

4 調査期間

令和5年10月20日から令和6年3月31日まで

公 告

堺市公告第620号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月20日

堺市長 永 藤 英 機

令和5年度 第7号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和5年10月5日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(㎡)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
松原市天美我堂2丁目434番地(202号)	松下 善臣	北区野遠町	445	田	588	堺市北区野遠町567番地	小高 裕	使用貸借による権利	田として利用	令和5年11月1日	令和8年10月31日	-	-
堺市中区深井水池町2859番地6	谷川 幸司	中区陶器北	31	畑	1,051	堺市南区土佐屋台1344番地	大見 和美	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年1月1日	令和8年12月31日	-	-
			32	畑	115								
堺市中区平井572番地6	中野 年宏	中区辻之	1383-1	田	1,126	堺市中区辻之62番地	土山 和英	使用貸借による権利	田として利用	令和6年1月1日	令和8年12月31日	-	-
			1385-1	田	700								
			2017	田	2,573								
堺市東区高松486番地	谷 好勝	東区北野田	652	田	1,444	千葉県八千代市大和田新田469番地174	丸本 八津男	使用貸借による権利	田として利用	令和6年1月1日	令和8年12月31日	-	-
			653	田	985								
			798	田	152								
堺市南区別所901番地1	藤田 雄史	南区別所	799	田	23	堺市中区土師町2丁目5番5号	石橋 保	使用貸借による権利	田として利用	令和6年1月1日	令和8年12月31日	-	-
			800	田	985								
			81	田	568								
堺市南区大庭寺21番地2	西尾 敏	南区大庭寺	764	田	601	堺市南区大庭寺108番地1	久保 眞由美	使用貸借による権利	田として利用	令和6年1月1日	令和8年12月31日	-	-
			764	田	601								
堺市東区北野田277番地1	高津 泰則	東区北野田	1611・1612-1合併	田	413	堺市中区深井北町150番地1	北野 隆幸	使用貸借による権利	田として利用	令和6年1月1日	令和8年12月31日	-	-
			1612-2	田	208								
堺市中区小坂587番地	藤原 武平	南区稲葉3丁目	1611・1612-1合併	田	413	堺市南区稲葉2丁目2994番地	仲井 正法	使用貸借による権利	田として利用	令和6年1月1日	令和8年12月31日	-	-

利用権の設定を受ける者(借手)			利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(㎡)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法	
堺市東区高松5番地	阪口 茂樹	東区石原町2丁	325	田	621	堺市東区石原町4丁261番地	久保 博之	使用貸借による権利	田として利用	令和6年1月1日	令和8年12月31日	-	-	
			327-1	田	966									
堺市東区丈六420番地	尾西 正雄	東区丈六	2-3	田	116	堺市東区草尾1160番地	小谷 清子	賃貸借による権利	田として利用	令和6年1月1日	令和8年12月31日	20,000	毎年末までに貸手宅へ持参	
			4-1	田	1,719									

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

堺市公告第621号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月20日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市中区土師町三丁1641番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区南船場一丁目16番2号
株式会社マーレサービス
代表取締役 新井 健吾

上下水道局管理規程

随意契約によることができる契約に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年10月20日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

堺市上下水道局管理規程第20号

随意契約によることができる契約に関する規程の一部を改正する規程

随意契約によることができる契約に関する規程（平成16年上下水道局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

別表の備考中「昭和50年規則第27号」の次に「。以下「規則」という。」を加え、「（同項ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる契約である場合に

あつては、その契約期間中の予定総額とする。)」を削り、同備考に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる場合については、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 規則第19条第1項ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる契約である場合 その契約期間中の予定総額
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約(以下「長期継続契約」という。)である場合 初年度の年額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあつては初年度の年額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあつては当該契約期間の全期間に係る額とする。
- (3) 規則第19条第1項ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる契約である場合であつて、当該契約が長期継続契約であるとき その契約期間中の初年度の予定総額。ただし、当該長期継続契約に係る契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、当該契約期間が12月以上のときにあつては初年度の予定総額を12月当たりの額に換算した額とし、当該契約期間が12月未満のときにあつては当該契約期間の全期間に係る予定総額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。